

「明石市こども総合支援条例」の改正案

※改正案と現行の変更部分は、下線で示しています。

改 正 案	現 行 案
<p>第3章 こども支援のための基本的な施策 第2節 こどもの状況に応じた適切な支援 第1条～第17条 (略) <u>(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)</u> 第18条 市は、<u>家事、家族の世話、介護等</u>を対 <u>価なく行うこどもが過度な負担を強いられ</u> <u>ることのないよう、これらのこどもが健やか</u> <u>に成長するための環境を整備するために必</u> <u>要な施策を講ずるものとする。</u> <u>(一時保護又は里親等委託及び施設入所措置</u> <u>を受けたこどもへの支援)</u> 第19条 市は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164</u> <u>号)第33条の規定により一時保護が行われた</u> <u>こども又は同法第27条第1項第3号若しく</u> <u>は同条第2項の規定により里親等に委託さ</u> <u>れ、若しくは施設に入所したこどもの有する</u> <u>意見表明権をはじめとする権利が不当に制</u> <u>限されることのないよう、必要な施策を講ず</u> <u>るものとする。</u> 第20条 (略) 第21条 (略) 第22条 (略) 第23条 (略) 第24条 (略) 第25条 (略) 第26条 (略) 第27条 (略)</p>	<p>第3章 こども支援のための基本的な施策 第2節 こどもの状況に応じた適切な支援 第1条～第17条 (略) (新 設) (新 設) 第18条 (略) 第19条 (略) 第20条 (略) 第21条 (略) 第22条 (略) 第23条 (略) 第24条 (略) 第25条 (略)</p>